議案第３１号

損害賠償の額を定めることについて

庁用車両における物損事故に伴う損害賠償について、次のとおり損害賠償の額を定める。

平成３１年２月２５日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

１　事故の状況

平成３０年９月２５日午後２時４５分頃、亀山市太岡寺町地内のアパートの駐車場において、前進させた際、相手方アパートの支柱に接触し破損させた。

２　相手方

[redacted]

３　損害賠償の額

６８７，９６０円

提案理由

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第９６条第１項第１３号の規定により議会の議決を求める。